



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

- 植物防疫法施行規則の一部を改正する件
る省令 (農林水産七五)

〔告 示〕

- 肥料取締法施行規則第十一條第八項
ただし書の規定に基づき指定配合肥
料の保証の方法の特例を定める件の
一部を改正する件
(農林水産二一二七)
- エジプト産かんきつ類の生果実に係
る農林水産大臣が定める基準を制定
する件 (同二二八)
- エネルギー消費機器の小売の事業を
行う者が取り組むべき措置の一部を
改正する告示 (経済産業二四三)
- 特定特殊自動車の型式の届出があつ
た件
(経済産業・国土交通・環境七五)
- 少數生産車の型式を承認した件
(同九〇・九六)
- 少數生産車の型式について承認の失
効の届出があつた件
(同九七・一〇〇)

- 道路に関する件
(中部地方整備局一二四、一二五)
- 道路に関する件
(中国地方整備局六八、六九)
- 道路に関する件
(四国地方整備局一〇〇・一〇一)

〔官庁報告〕

- | | | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|---|-------|---|-------|
| 三 三 三 | 官 庁 | 諸 事 項 | 四 四 四 | 官 庁 事 項 | 四 四 四 | 地 方 公 共 団 体 | 三 三 三 |
| 三 三 三 | 公 告 | | 四 四 四 | 海 洋 生 物 資 源 の 保 存 及 び 管 理 に 関 す る 基 本 計 画 第 一 の 別 に 定 め る 「くろまぐろ」 に つ い て の 一 部 改 正 の 公 表 に つ い て (農林水産省) | 四 四 四 | 國 立 研 究 開 発 法 人 農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 令 和 元 年 度 財 務 諸 表 、 公 文 書 等 の 管 理 に 関 す る 独 立 行 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 、 弁 理 士 登 録 関 係 | 二 二 二 |
| 三 三 三 | 日本産業規格 | | 四 四 四 | (厚生労働省、厚生労働省・経済産業省) | 四 四 四 | 会 社 そ の 他 | 二 二 二 |
| 三 三 三 | 官 庁 | | 四 四 四 | | 四 四 四 | 会 社 決 算 公 告 | 二 二 二 |
| 三 三 三 | 諸 事 項 | | 四 四 四 | | 四 四 四 | 行 旅 死 亡 人 、 公 示 送 達 関 係 | 二 二 二 |
| 三 三 三 | | | 四 四 四 | | 四 四 四 | 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 、 弁 理 士 登 録 関 係 | 二 二 二 |

三 三 三	官 庁	諸 事 項	四 四 四	官 庁 事 項	四 四 四	地 方 公 共 団 体	三 三 三
三 三 三	公 告		四 四 四	海 洋 生 物 資 源 の 保 存 及 び 管 理 に 関 す る 基 本 計 画 第 一 の 別 に 定 め る 「くろまぐろ」 に つ い て の 一 部 改 正 の 公 表 に つ い て (農林水産省)	四 四 四	國 立 研 究 開 発 法 人 農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 令 和 元 年 度 財 務 諸 表 、 公 文 書 等 の 管 理 に 関 す る 独 立 行 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 、 弁 理 士 登 録 関 係	二 二 二
三 三 三	日本産業規格		四 四 四	(厚生労働省、厚生労働省・経済産業省)	四 四 四	会 社 そ の 他	二 二 二
三 三 三	官 庁		四 四 四		四 四 四	会 社 決 算 公 告	二 二 二
三 三 三	諸 事 項		四 四 四		四 四 四	行 旅 死 亡 人 、 公 示 送 達 関 係	二 二 二
三 三 三			四 四 四		四 四 四	政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 、 弁 理 士 登 録 関 係	二 二 二

○經濟産業省
環境交通省告示第八十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき令和二年六月十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年十一月一日

經濟産業大臣 梶山 弘志
國土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

環境大臣 小泉進次郎

型式届出番号	特定特殊自動車の 車名及び型式	特定原動機の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV3-501	日本車両 D H J	TAD572VE	日本車輌製造株式会社	愛知県名古屋市熱田区 三本松町1番1号